

第 10 回将来の運用容量等の在り方に関する作業会 議事録

日時：2026 年 6 月 26 日（金）17:30～18:30

場所：電力広域的運営推進機関 第二事務所会議室〇（Web 併用）

※五十音順、敬称略、◎は座長、○は座長代理、杉之尾オブザーバーと杉原オブザーバーはご欠席。
（メンバー）

◎ 市村 拓斗 森・濱田松本法律事務所 パートナー 弁護士

河辺 賢一 東京科学大学 工学院 電気電子系 准教授

園田 光寛 一般社団法人 送配電網協議会 電力技術部長

○ 辻 隆男 横浜国立大学大学院 工学研究院 教授

永田 真幸 電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 首席研究員

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

（オブザーバー）

金杉 祥平 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課 課長補佐

配布資料：

（資料 1） 議事次第

（資料 2） 委員等名簿

（資料 3） 混雑が見込まれる地内系統の運用容量の算出等の確認について

議題 1：混雑が見込まれる地内系統の運用容量の算出等の確認について

・事務局より資料 3 にて説明を行った後、議論を行った

〔主な議論〕

（辻メンバー） ご説明に感謝する。混雑が見込まれる地内送電線を対象にして、適切に運用容量の算出等行われていることをご確認いただき、混雑が見込まれる地点について混雑緩和策がすでに実施されているか、まだ実施されていなければその理由や、検討の状況をご確認いただき適切に取り組みが進んでいると理解した。細かい点だがいくつか申し上げたい。今後も定期的にこのような確認を進めていくことで、今後のためにもという意味合いからの意見だが、今回、合理的な運用容量の算出が行われているかという観点で、19 ページから 21 ページで、表の形式でご検討いただいた内容を整理いただいたが、混雑緩和策がすでに適用済みになっているところについては、混雑緩和の量・その効果の度合いについて記載が省略されている。合理的な運用容量の算出が行われているかの観点でいうと、効果の度合いも情報として示されても良いと考え、適用済みの緩和策もそれなかりせばで、差分ではどれくらい緩和されたのか、もちろんケースバイケースであり数字が小さいから何か不合理と直ちに言えるものではないと考えるが、参考情報としてその効果の数字も、適用済みのところに記載があっても良いと感じた次第である。次に細かい理解の確認になるが、20 ページで東京北線 N-1 電制が適用予定で、混雑の緩和量は 52 万 kW、これは定格容量の値と説明があり理解したが、21 ページに同様に N-1 電制を適

用したとすればの意味だと理解したが、関西の B-1 の適用について検討状況を説明されている表の混雑緩和量のところに 13、13、18 と数字が示されており、これは N-1 電制を仮に適用したとしたら、このような緩和量になるという理解なのか、どうなのかということと、他のところは適用困難だと数字が示されていないので、そういう理由であるとする、この 13、18 という数字は N-1 電制適用対象として選ばれる合理的な電源というのがある前提だと考えるが、その電源の出力に先ほどのケースと同じように依存することではないかどうかと、その辺りが資料の書き方が違うので気になったところである。こちらはこの数字で確定的な意味であるということであれば良いがその辺りを確認したい。またもう 1 件細かいことで恐縮だが、中国エリアの中に直列機器制約による熱制約という説明が要因として記載あるが、直列機器制約は遮断器など諸々の何かの機器が制約となっていることだと思うが、他のところはただ単に熱容量と記載あるだけなので、ここはきちんと区別して送電線の熱容量と、これ以外の熱容量は直列機器制約と記載されているところだけを整理した上で、記載されていたのかどうかという点を確認させていただきたい。

(事務局) まず 1 点目に、すでに適用済みの混雑緩和策について混雑緩和量を記載して、どのぐらいの効果があつたのかということを見えるようにした方が良いのではないかについて、今後、また来年に向けて一般送配電事業者と相談して検討させていただきたい。続いて 21 ページの関西エリアの混雑緩和量の点で、こちらについては N-1 電制の効果量ではなく、C-2 で今回電源態勢を踏まえた見直しの結果、この混雑緩和量が増えることが見込まれるため、C-2 の効果量について記載している。最後 3 点目、中国エリアの制約要因の直列機器制約による熱制約については、他のところが送電線の熱容量制約であり、この点のみがおっしゃる通り、直列機器による制約という事で記載内容を変えさせていただいた。

(辻メンバー) 先ほどの関西エリアの熱容量の混雑緩和量で 13、13、18 は C-2 の効果だと理解したが、この資料だけ見ると、それが読み取れないように感じ、他のところは適用済みで数字が入っていないので、少しその辺は分かるようにしておいた方が今後のために良いと考えた。

(河辺メンバー) 2 点、参考資料について質問させていただきたい。まず、20 ページでお示しいただいているのは、混雑の見込みがある地内送電線でリストをお示しいただいている。その中で東京エリアの上から 2 番目と 3 番目のところは C-1 の混雑緩和策で、すでに混雑解消となる記載があるが、これは他の地内送電線は混雑が解消しきれないものが記載されていると考える。その中で、どのような位置付けで示されているのかについて改めて教えていただきたい、というのが 1 点目の質問である。もう 1 点は 21 ページで先ほど辻先生からご質問あつた項目と同じところで、関西エリアで検討状況等という点でループ系統であるため、電制装置が複雑となる、もしくは効果量が小さい等の理由から適用が困難だというものがある。これは北海道エリアでも同じ理由のものがあるが、この適用困難という理由は、技術的に難しいということなのか、他の項目で示されている費用対便益が見合わなかったため、適用困難ということなのか。具体的な適用できなかった理由を改めて教えていただきたい。2 点の質問になる。

(事務局) 1 点目、20 ページの、東京エリアの C-1 の混雑緩和策にて混雑解消となるという点だが、こちらは広域系統整備委員会にて 2030 年度に混雑が見込まれると算出された箇所である。広域系統整備委員会では、一定のルールに基づいて混雑箇所を算出し皆様にお示しさせていただいているが、この当該の豊島線等について東京電力パワーグリッドが混雑するかより詳細に検討

したところ、算出断面を細分化すればまだ混雑には至らないだろうということで、C-1の細分化を適切に行うことで、混雑には至らないため、混雑解消という表現とさせていただいた。続いて2点目、関西エリアのAフェンスのようなところで、ループ系統であり電制装置が複雑となる、もしくは効果量が小さいというもののなか、費用対便益なのかという点については、技術的に難しいのか、もしくは効果量が少ないのかというところまでは詳細こちらでもそれぞれについてまだ確認が出来ていないのが実情となっている。ただ費用対便益が成り立たないものなのか、電制装置が複雑になるのかは選択式で一般送配電事業者の方に選んでいただいております、その理由としては費用対便益がないのであれば、今後、混雑が進展した場合には費用対便益が出てくることも考えられるため、そのような箇所については特にこちらとしても継続的に一般送配電事業者の方に混雑量を踏まえて見ていただきたいということで、選択肢として分けさせていただいた。

(河辺メンバー) 2点目のところで、これはまだどちらの理由で適用困難なのかがはっきりしていないため、こういう記載をしているということで一旦理解した。元々質問した理由は、もし分かっているのであれば他の箇所で記載するように、例えば費用対便益が成り立たないので適用見送りという形で書き方を統一していただけると良いのではないかと考え伺った次第であり、現状については理解した。感謝する。

(永田メンバー) 今回アンケートで確認した結論として、現時点において不合理なものはなかったということ、あと今後の進め方もお示しいただき、いずれも妥当だと考え、異論はない。資料を拝見して考えたことは、非常に丁寧にご説明の資料を作成いただき、特に参考でこれまでの委員会等で付議された資料も改めて添付いただき、大変参考になる。この運用容量の件はかなり分かりづらいところがあるので丁寧に作成いただき感謝する。引き続きこのような形で作成いただきたいと考える。今、辻先生、河辺先生からご質問あった点で考えたことだが、せっかく盛り込んでいただいたので参考資料がどこに関連しているかという紐づけを資料の中でしていただくにより見やすく理解しやすくなるため、今後ご検討いただければと考える。

(事務局) 先ほど辻先生から21ページの関西エリアの混雑緩和量の数字が記載部分について、東京北線の部分とどのように違うのかというご質問があったが、こちらはAフェンスの部分はもうすでに適用済みであるため表記はバーとしている。一方で新綾部線、北河内線、丹波線については、熱容量制約がある部分のC-2適用による前後比較で今回新たに増加が見込まれる容量を算出し、記載している。少し前段でお話していた内容について補足をさせていただいた。

(市村座長) 本件では増加が予想される系統混雑に対して、一般送配電事業者が現時点では合理的に対応していることを確認できたということで、その点についてご説明いただいたと考える。このような取り組みに関しては単に技術的な面ということだけではなく、一般送配電事業者の中立性・透明性を確保する上で重要な取り組みだと考えている。本日、メンバーの方々からいくつか改善のご指摘やご疑問点をいただいた。そのような点を事務局としても活かしていただき、次回以降に反映いただければと考える。この運用容量等作業会の中では、具体的なルールとそのルールが着実に運用されているかという運用のチェックということを両輪で取り組んでいただいていると考える。今後も継続的なモニタリング、確認と、まだ少し検討課題として残っている運用のルールづくりも並行して進めていただければと考える。

以上を持ちまして、第10回将来の運用容量等の在り方に関する作業会を閉会する。本日は様々のご議論いただき感謝する。